

【ロシア】 国家公務員の資産情報に関する調査機関の設置

海外立法情報課・津田 憂子

* 2009年9月21日、メドベージェフ大統領は、国家公務員制度改革に関する大統領令に署名した。2008年12月に制定された汚職対策に関する連邦法をもとに、ロシアでは国家公務員の収入等に関する情報の申告が義務付けられることとなったが、今回の大統領令は、申告された情報の真偽を調査する下部機関の設置について定めるものである。

これまでの国家公務員制度改革

ロシアにおける汚職問題への取り組みはメドベージェフ政権において新しい段階に入ったと評価できる。国家公務員の汚職を取り締まる包括的な法律「汚職対策に関する連邦法」が2008年12月30日に公布された。この法律では、国家公務員（その配偶者及び未成年の子も含む）に対し、収入、資産及び債務についての情報申告が義務付けられることとなった（注1）。2009年に入ってから、国家公務員の収入、資産及び債務に関する申告手続の具体的な方式に関して議論が進められ、最終的に、5つの大統領令（第557号～第561号、いずれも2009年5月20日公布、同日施行）によって法制化された。これらの法律は、①申告すべき個人の確定、②情報の申告を受理する機関の決定、③申告すべき情報内容の確認、④必要な資料及び情報不足の場合の罰則規定の明記、を主として規定するものである。

国家公務員の収入、資産及び債務に関する情報の申告手続が法的に整備されたことを踏まえて、申告情報の真正性を調査する下部機関の設置及びその機能を定めた大統領令第1065号が、2009年9月22日に公布され、同年9月30日から施行された（注2）。以下に、法律の概要を記す。

連邦の国家機関における調査下部機関

- ・ 内務省、非常事態省、国防省、連邦伝書使庁、対外情報庁、連邦保安庁、連邦麻薬流通監督庁、連邦警備庁、連邦移民庁、連邦刑執行庁、連邦特殊建設局、大統領直属特殊施設庁、連邦関税庁、連邦検察庁、連邦検察庁調査委員会、及び、関連する国家機関（これらは全て、大統領令第557条により、職員の資産情報の申告が必要とされた国家機関）の長は、2009年11月1日までに、汚職及びその他の違法行為防止のための下部部門を確定する。
- ・ その他の国家機関においても、その長は、2009年11月1日までに、大統領令第1065号が承認した規程の履行に係る措置を講じ、また、汚職及びその他の違法行為防止のための人事部門（以下、「人事部門」という）を新しく設置し、当該人事部門のスタッフとなる公務員を決定することとする。

人事部門に付与される権限

- ・ 「汚職対策に関する連邦法」及びその他の連邦法に定める、国家公務における利害衝突の制限及び禁止、衝突の回避又は調整に関する規定を連邦の国家公務員に遵守させ、その義務を履行させる。
- ・ 利害衝突を発生させる原因及び条件を明らかにし、それらを排除する措置を講じる。
- ・ 連邦の国家公務員の職務行為規定の遵守及び利害衝突の調整に関する委員会の活動を保障する。
- ・ 連邦の国家公務員、連邦構成主体の国家公務員、又は地方公務員によって汚職による違法行為が行われたという事実、及び、公務員によって、収入、資産及び債務に関する情報が提示されないか、又は不確実で不完全な情報が提示されたという事実について、連邦の国家公務員が雇い主の代表（雇用主）、ロシア連邦検察機関、その他の連邦の国家機関に対し通知を行うことに関して、当該国家公務員に助言を与える。
- ・ 連邦の国家公務員が申告した収入、資産及び債務についての情報の信憑性及び完全性に関する調査、及び連邦の国家公務員による職務行為規定の遵守に関する調査、さらに、連邦国家公務を退職後に労働契約を締結する場合の規制の遵守に関する調査を行う。

ロシア連邦政府に対する要請

ロシア連邦政府は、2009年11月1日までに連邦の国家機関の人事部門に関する規程草案を大統領直属の汚職対策評議会幹部会に提出する。

上記以外の国家機関における調査下部機関

- ・ ロシア連邦大統領が任免権を持つ国家公務員の資産情報の調査に関しては、大統領府内部局の1つである「人事・国家賞勲局」が、大統領府長官（汚職対策評議会幹部会議長も兼任）の決定に従って、この任に当たる。
- ・ ロシア連邦政府が任免権を持つ国家公務員の資産情報の調査に関しては、「政府官房付属機関」が、副首相（政府官房長官を兼任）の決定に従って、この任に当たる。

調査の実施主体

「人事部門」、「人事・国家賞勲局」、「政府官房付属機関」は、①独立して調査を行うか、又は、②1995年8月12日付連邦法第144号「実動・捜査活動について」に従って、調査権限のある連邦の執行権力機関に調査を移管することもできる。

主要参考文献（インターネット情報はすべて2009年10月21日現在である。）

- (1) 津田憂子「メドベージェフ政権の汚職対策」『外国の立法』No.240, (2009.6), pp.225-237。
<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/240/024006.pdf>>
- (2) 大統領令第1065号「連邦の国家公務員職に就こうとしている市民、及び、連邦の国家公務員による情報の真正性及び完全性に関する調査、並びに、連邦の国家公務員による職務行為規定の遵守に関する調査について」に関しては、大統領府ホームページより、以下を参照。
<<http://graph.document.kremlin.ru/doc.asp?ID=054445>>